

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助の種類

☐ チャレンジ枠 (上限 20 万円)

☐ ステップアップ枠 (上限 50 万円)

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 金 円

 (事業費総額 金 円)

(2) 算出の基礎 別紙「収支予算書」のとお

3 補助対象事業の名称、目的及び内容

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容 別紙「事業計画書」のとお

4 補助対象事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体の定款、寄附行為、会則又はこれらに類する団体の存在が証明できるもの

6 概算払いを希望する経費及びその理由 ※概算払いを希望しない場合は記載不要

令和 年 月 日

事業計画書

1. 申請団体

(1) 所在地	〒 ※法人の場合は定款に定める住所、その他は連絡・通知できる事務所等の所在地
(2) 団体名	※主催者が国・府及び地方公共団体若しくは、姉妹都市・外国政府機関・総領事館等の海外の公的機関以外であること
(3) 代表者職・氏名	
(4) 担当者 住所は(1)と同じ場合は不要	(フリガナ) 氏 名 住 所 〒 T E L F A X E-mail
(5) 設立年月日	※法人の場合は法人設立年月日、その他は発足・結成の年月日
(6) 活動状況・実績	姉妹都市交流推進事業を開始した年月（ 年 月） ※できるだけ具体的に記載し、姉妹都市交流推進事業を開始した年月及び活動内容等がわかるものを添付してください（過去に提出している場合は省略可）
(7) 構成団体 申請団体が複数の団体で構成されている場合、その構成団体について記載してください（行は適宜追加してください）	①（団 体 名） （代表者職・氏名） （所 在 地） ②（団 体 名） （代表者職・氏名） （所 在 地）

2. 申請事業

(1) 名称	
(2) 概要（要旨）	
(3) 具体的内容 誰を（何を）対象に、いつ、どこで、何をするのか等、具体的に記載してください	
① 対象	
② 実施期間・日時	
③ 実施場所	
④ 内容	

3. 事業の目的及び効果

①目的	
②効果 申請事業を実施することにより期待される効果・目標値も含めた達成目標を明確に記入してください。	* 想定交流者数 _____人 (事業参加者 _____人、事業実施者 _____人、うち市民 _____人) * 関係（公的）機関との連携 _____団体 〔内訳：国内 国外〕 例）姉妹都市・外国政府機関・総領事館等との共催、後援、協力等

＜参考＞選考基準

- ・姉妹都市交流について広く市民と共有できること　＜交流の共有＞
- ・国内外の関係(公的)機関との連携のもと、姉妹都市間の交流を促進できること　＜協働・連携、公共性＞
- ・継続的な効果の波及、今後の発展が期待できること　＜継続性・発展性＞
- ・応募事業を確実に実施できる能力・組織体制を有していること　＜実現性＞

4. 事業のアピール内容

3②の効果のほか、事業のポイントやアピールできる点があれば具体的に記入してください。

5. 事業のスケジュール

年月	活 動 内 容	各期の目標設定
令和 年 月 ゝ 令和 年 月		
令和 年 月 ゝ 令和 年 月		
令和 年 月 ゝ 令和 年 月		
令和 年 月 ゝ 令和 年 月		

6. 事業実施にあたっての組織体制

当該事業に従事する人数、役職、組織図・体制図などを具体的に記入してください。

(様式第 2 号)

大阪市指令経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市姉妹都市交流推進事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市姉妹都市交流推進事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて通知のあった大阪市姉妹都市交流推進事業補助金の交付決定について、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 7 号)

大経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金変更承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市姉妹都市交流推進事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

(様式第 8 号)

大経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金中止・廃止承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市姉妹都市交流推進事業補助金中止・
廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市姉妹都市交流推
進事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

(様式第 9 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記の理由により補助金の概算払を受けたいので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により申請します。

1 概算払を受けようとする理由

2 概算払を受けようとする理由

金 円

(算出基礎)

(様式第 10 号)

大経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金概算払決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市姉妹都市交流推進事業補助金概算払申請については、次のとおり条件を付して承認することとしたので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

1 概算払金額 金 円

2 交付条件

- ① 補助事業が完了したときは、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 17 条に定める書類を市長に対し事業完了後 10 日以内に提出するものとする。
- ② 大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 19 条に基づき補助金を精算し、剰余金が生じた場合は戻入しなければならない。

※ただし、①の実施報告、②の精算書は、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあっては、事業実施の属する年度の末日に作成するものとする。

(様式第 11 号)

大阪市指令経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて交付決定した補助金について、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

(様式第 12 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金実施報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて補助金の交付決定を受けた
補助対象事業について、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規
定により、次のとおり報告します。

1 補助対象事業の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 その他必要事項

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

項 目	金 額
交付決定額	円
補助対象経費	円
受けようとする補助金額	円
(うち概算払済額)	円

(2) 補助対象事業の実績 (別紙)

4 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等補助対象経費にかかる支出の確認ができる書類

〔事業実績報告書〕

事業の名称	
事業の実施場所	
事業の実績 * 交流者数や事業実施にあたり協力が得られた国内外の関係(公的)機関の数・内容など、できるだけ詳細に記入してください。 * 参加者へのアンケート実施(満足度や姉妹都市への理解度向上など)が可能な場合は、実施することとし、その結果について記載してください。 * 事業内容が分かるパンフレットその他資料があれば、添付してください。	* 交流者数 _____人 (事業参加者 _____人、事業実施者 _____人、うち市民 _____人) * 関係(公的)機関との連携 _____団体 [内訳：国内 国外] 例) 姉妹都市・外国政府機関・総領事館等との共催、後援、協力等
事業の課題と方向性	
今後の事業計画	

(様式第 13 号)

大阪市指令経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて交付決定した大阪市姉妹都市交流推進事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 18 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第 14 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

ふ り が な

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金精算書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業等について、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定
により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容

受 領 額	金	円
支 出 額	金	円
差引剰余（又は不足）額	金	円

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 領収書等補助対象経費にかかる支出の確認ができる書類

(様式第 15 号)

大阪市指令経国第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて交付決定した大阪市姉妹都市交流推進事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由